

令和８年度さいたま市男女共同参画推進センター 公募型共催事業実施要領

1 目的

本事業は、さいたま市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）と団体が協働で実施することで、地域における多様な課題解決につなげていくことを目的とする。男女共同参画の視点をもって地域の課題解決を目指す企画を募集し、書類審査を経て実施を決定する。

2 実施期間

令和８年４月１日～令和９年３月３１日

3 実施場所

（１）さいたま市男女共同参画推進センター

さいたま市大宮区桜木町１－１０－１８ シーノ大宮センタープラザ３階

（２）オンライン

4 応募資格

男女共同参画の推進に資する事業を行っており、次のすべての要件を満たすものとする。

- （１）３人以上の構成員を有する、営利を目的としない団体であること
- （２）さいたま市内を主たる活動地域とする団体であること
- （３）提案事業実施に関し、組織的に対応できる体制を有すること
- （４）講座を実施する場合は、講座を的確に実施できる知識等を有し、１年以上の講師経験を有する者を必要数確保できること
- （５）さいたま市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適切に取り扱うことができること
- （６）さいたま市暴力団排除条例（平成２４年さいたま市条例第８６号）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第２項に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと
- （７）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的としない団体
- （８）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としない団体
- （９）特定公職の候補者、若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としない団体
- （１０）各種法令に違反する行為を行っていないこと

5 事業の内容

男女共同参画の推進に寄与すると認められる講座、講演会、ワークショップ等とする。

なお、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、対象外とする。

- (1) 政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれているもの
- (2) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類すること等私的な利益を目的とするもの
- (3) 団体への入会勧誘を目的としているもの
- (4) 激しい動きによる振動、騒音、大声等を発し、他の利用者へ迷惑を及ぼすもの
- (5) その他、公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるもの

6 応募方法

本事業に応募する団体は、本事業実施に係る企画提案参加申請書（様式第1号）を提出するものとする。

7 事業選定・決定

本事業の選定は、書類審査により実施し、結果について当該団体に対し速やかに文書により通知する。

8 市が実施する業務

- (1) 会議室、プレイルーム（託児室）、設備備品の確保及び無料貸出。
- (2) 市公共施設へのチラシの配布・配架、市ホームページへの掲載

9 団体が実施する業務

- (1) 講座企画、講師等関係者（託児を含む）との各種調整
- (2) チラシの作成、配布、受講者の募集の広報、及び予約受付
- (3) 事業の準備及び片付け（講座当日に行うこと。なお、前日に準備が必要な場合はセンターに申し出ること。）
- (4) 当日の受付（受講料徴収も含む。）
- (5) 事業の運営（アンケートの実施も含む。）
- (6) 事業実施報告書の作成

10 事業の実施

団体が日時、定員、内容及び方法等を企画提案し、実施する。

なお、次の要件をいずれも満たすこと。

- (1) 参加費は1回につき1,000円以下（資料代を含む）とする。ただし、

材料費を徴収する場合は実費相当分を上乗せすることができる。（支出を上回る収入となる参加費を設定することは不可とする。参加費の受領は団体にて行う。）

（２）参加者は、広く募る。

（３）定員は、次の、会議室の定員を参考に設定する。

但し、オンラインでの開催については、この限りではない。

○利用できる会議室等

会議室・備品等	面積 (㎡)	定員 (人)	特記事項
相談室 1	10	2	法律相談実施日（毎月第 2・4 水曜日）を除く
会議室 1	16	12	机・イス・ホワイトボードを常設
会議室 2	16	12	机・イス・ホワイトボードを常設 ロの字
会議室 3	51	24	机・イス・ホワイトボード・スクリーンを常設
プレイルーム	25	5	託児室
備品	—	—	プロジェクター・マイク

○ 利用可能日時及び利用時間

施設点検日（毎月第 4 日曜日）及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く開館日で、センターの事業及び一般貸出し予約の入っていない日時とする。

なお、開催日時については、センターと協議の上決定する。

11 テキスト及び資料

団体が作成し必要部数を用意する。

要する費用は、参加費に含むこととする。

12 アンケート

事業の効果を測定するため、受講者に対してアンケートを実施する。

アンケートは、センターと協議の上、団体が作成し必要部数用意する。

13 事業実施報告

団体は事業実施報告書（様式第 3 号）を作成し、事業の終了後速やかに、市長へ提出する。

14 相談

団体は、講座運営ほかの活動等について、市に助言を求めることができる。